

茨城県報

第428号

平成5年3月8日

月曜日

目次

告示

	ページ
●字の区域及び名称の変更(地方課)	1
●字の区域の変更(")	4
●あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更(")	5
●保安林の指定の解除(林業課)	6
●土地収用法による事業の認定(3件)(用地課)	6
●道路の区域の変更(6件)(道路維持課)	7
●道路の供用の開始(4件)(")	11
●都市計画事業の事業計画の変更の認可(5件)(公園街路課)	13
●換地処分の公告(2件)(土地改良事務所)	15

公告

●開発行為の工事完了(3件)(建築指導課)	15
-----------------------------	----

告示

茨城県告示第249号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により旭村長から土地改良事業に伴い、同村内の字の区域の一部及びその名称を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の一部及びその名称の変更の効力は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成5年3月8日

茨城県知事 竹内藤男

大字鹿田字石田に変更する区域

大字鹿田字下石田 1, 2, 250

同 字中石田 3

同 字橋本 4の1

同 字下畑 247の1, 247の2, 248, 249

大字田崎字石田 592, 593の1, 593の2, 595, 597, 4031の2

大字造谷字造谷京地 1133

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字鹿田字向田に変更する区域

大字鹿田字橋本 5

- 同 字高峠 13から17まで、17の1、18から22まで、23の一部
- 同 字一本松 228の一部、302から304まで
- 同 字鬚造 229の一部
- 同 字道見造 230から232まで
- 同 字道見作 232の1、233、295
- 同 字彦宗造 234、235
- 同 字源平造 236
- 同 字堀尾 237
- 同 字甚吾田 238、238の1、239から242まで
- 同 字宿尻 243、244、245の1、246
- 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字鹿田字高峠に変更する区域

大字鹿田字六反歩 30から32まで、32の1、32のイ、33から35まで、37、38、41の1、41の2、42

- 同 字横ヲサ 36、39、40、216
- 同 字権現下 42の内1、213の1、213の2、214、215、325の2
- 同 字入谷ツ 45の1
- 同 字西川側 217から220まで
- 同 字東川側 221
- 同 字中屋敷下 222から227まで
- 同 字一本松 228の一部
- 同 字鬚造 229の一部
- 同 字下ノ内 313、316の2
- 同 字下の内 317
- 同 字舞臺 321の2
- 同 字柳町 322の1
- 同 字小柳町 323の1
- 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字鹿田字加奈場に変更する区域

大字鹿田字早稲田 320の1

- 同 字舞臺 321の1
- 同 字柳町 322の2、500、501
- 同 字小柳町 323の2、324

大字鹿田字権現下 325の1, 326から328まで

同 字藤沼 329, 330の1, 331の1, 332から338まで, 339の1, 340, 341

同 字後田 474の1, 475の1, 477, 479から481まで, 482の1, 483の1, 484の2

同 字後日 476

同 字川底 478の1, 478の2

同 字谷中 485から491まで, 492の1, 495から497まで

同 字香田 493の1, 494, 513の1, 513の2, 515の1

同 字村戸内 498, 499

同 字藤内作 502

同 字深田 503の1, 503の2, 511, 512

同 字合ノ田 516, 517の1, 518の1, 519

同 字下ノ内 504, 510, 520

同 字二ノ坪 677の2, 678の1, 679の1, 682

同 字内坪 698, 700, 701

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字鹿田字弁天に変更する区域

大字鹿田字二ノ坪 652, 653

同 字内手 654, 655

同 字畑下 642の1

同 字竹ノ下 658の1

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字鹿田字小山下に変更する区域

大字鹿田字鬼場前 342, 343の1, 344, 345

同 字山谷原 346から364まで

同 字下ノ町 365の1, 366の1

同 字下の町 365の2, 366の2, 367の1, 368から371まで, 372の1

同 字矢畑橋本 448の1, 448の2

同 字須和谷原 449の1

同 字諏訪谷原 450の1, 451

同 字小山 457の1

同 字新堤西 471の1, 471の2, 472の1

及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部

大字鹿田字正神場に変更する区域

大字鹿田字廣町 373の1, 374の1, 376から378まで

同 字広町 374の2, 374の3

同 字中ノ町 375

同 字梶田 379から386まで, 393の1, 393の2, 395から399まで, 400の1

同 字古門 387から392まで

同 字大山下 394, 427の1, 428

同 字高橋道下 426, 427

同 字矢畑後 438の1, 438の2

同 字矢畑橋本 447の1

同 字堀合 738の2

及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部

大字鹿田字高橋に変更する区域

大字鹿田字上谷原 402の1, 404, 405, 406の1, 406の2, 407, 408, 419, 420の1, 420の2, 421, 422の2, 423から425まで

及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部

茨城県告示第250号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により大子町長から土地改良事業に伴い、同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成5年3月8日

茨城県知事 竹内藤男

大字上金沢字堰田に変更する区域

大字上金沢字蔭淵 $\left. \begin{array}{l} 707 \\ 708 \\ 709 \end{array} \right\}$, 709の1, 710, 732の1

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

大字上金沢字明神に変更する区域

大字上金沢団子坂 742の2, 743の1, 744, 770の1, 814の1, 815の1

大字上金沢字仲山沢 745から749まで, 766から769まで

“ 字足駄山 773の1, 774から776まで, 813

“ 字鷺ノ巣 $\left. \begin{array}{l} 822 \\ 823 \end{array} \right\}$, 824, 824の1, 825から828まで, 852, 859の

の29, 869から871まで, $\left. \begin{array}{l} 872 \\ 874 \end{array} \right\}$, 873

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字上金沢字入山に変更する区域

大字上金沢字打野 939, 940, $\left(\begin{smallmatrix} 943 \\ 959 \end{smallmatrix} \right)$, 945, 946の1, 949の1, 949の2,
 $\left(\begin{smallmatrix} 950 \\ 951 \end{smallmatrix} \right)$, 951の1, 951の2, 952, 952の1, 953, 954,
 $\left(\begin{smallmatrix} 955 \\ 956 \\ 957 \end{smallmatrix} \right)$, $\left(\begin{smallmatrix} 958 \\ 963 \end{smallmatrix} \right)$, 960, $\left(\begin{smallmatrix} 961 \\ 967 \end{smallmatrix} \right)$, $\left(\begin{smallmatrix} 962 \\ 965 \end{smallmatrix} \right)$, 966, 968

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字芦野倉字羽前場に変更する区域

大字芦野倉字柳田 1183, 1183の1, 1184, 1266の1

同 字池之尻 1251, 1259から1261まで, $\left(\begin{smallmatrix} 1262 \\ 1263 \end{smallmatrix} \right)$, 1264の1, 126
 4の2, 1265から1268まで

同 字天水 1269, $\left(\begin{smallmatrix} 1270 \\ 1272 \end{smallmatrix} \right)$, 1271, 1273から1275まで, 1275の1,
 1276から1280まで, 1286, 1288から1291まで

同 字田ノ作 1284の1の一部, 1284の2, 1285, 1394の1の一部, 13
 94の2

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字芦野倉字高畔に変更する区域

大字芦野倉字前原田 1340の1, 1341の1, 1343, 1344

同 字五十保田 1345, 1346, 1347の1

同 字館ノ沢 1480の2

同 字上川原田 1563の1, 1564, 1565, 1566の1から1566の3まで,
 1567, 1568, 1568の1, 1569, 1570, 1572

同 字山神堂 1571, 1574の1, 1582の1, 1583の2, 1584の2

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

~~~~~

**茨城県告示第251号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、同町内に次の土地があらたに生じたことを確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更する旨大洗町長から届出があった。

平成5年3月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

|                                       |             |
|---------------------------------------|-------------|
| あらたに生じたことを確認した土地                      | 左の土地を編入する区域 |
| 大字港中央の地先である公有水面埋立地<br>20,641.80平方メートル | 大字港中央       |

~~~~~

茨城県告示第 252 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成 5 年 3 月 8 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 解除をする保安林の所在場所

鹿島郡波崎町大字豊ヶ浜 9 5 9 1, 9 5 9 3, 9 5 9 4 の 1, 字亀井 8 8 1 0 の 1 (以上 4 筆
について次の図に示す部分に限る。)

2 指定された目的 飛砂の防備

3 解 除 の 理 由 社会教育施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を茨城県庁並びに波崎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

**茨城県告示第 253 号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成 5 年 3 月 8 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 起業者の名称 出 島 村

2 事業の種類 大和田地区農業集落排水事業

3 起 業 地

(1) 収用の部分 茨城県新治郡出島村大字一の瀬字一の瀬地内

(2) 使用の部分 な し

4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

出島村役場

~~~~~

茨城県告示第 254 号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成5年3月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 谷和原村
- 2 事業の種類 福岡地区農業集落排水処理施設整備事業
- 3 起 業 地
 - (1) 収用の部分 茨城県筑波郡谷和原村大字福岡字東谷津地内
 - (2) 使用の部分 な し
- 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
谷和原村役場

~~~~~  
**茨城県告示第 255 号**

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成5年3月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 水 戸 市
- 2 事業の種類 農業集落排水事業(飯富地区)
- 3 起 業 者
  - (1) 収用の部分 茨城県水戸市飯富町字宮下地内
  - (2) 使用の部分 な し
- 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所  
水戸市役所

~~~~~  
茨城県告示第 256 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成5年3月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年3月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 水戸鉾田佐原線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡鉾田町大字串挽字池田 1054番13地先から	旧	メートル 最大 33.0 最小 10.2	メートル 1133.0	
		新	最大 33.0 最小 11.0	1133.0 歩道新設

茨城県告示第 257 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成 5 年 3 月 8 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成 5 年 3 月 8 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石岡常北線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水戸市木葉下町字山ノ神久保 312番1地先から	旧	メートル 最大 38.0 最小 4.0	メートル 3995.0	
		新	最大 38.0 最小 4.0 最大 81.0 最小 12.0	3995.0 3734.0 現道拡幅及び バイパス新設

茨城県告示第 258 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成 5 年 3 月 8 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成 5 年 3 月 8 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 馬渡水戸線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
勝田市勝倉2907番13地先から	旧	メートル 最大 12.4 最小 10.7	メートル 137.80	
		最大 10.5 最小 3.0	144.37	
勝田市勝倉2933番2地先まで	新	最大 12.4 最小 10.7	137.80	迂回路撤去

~~~~~

**茨城県告示第 259 号**

道路法（昭和27年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成 5 年 3 月 8 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成 5 年 3 月 8 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水戸岩間線
- 3 道路の区域

| 区 間                        | 旧新の別 | 敷地の幅員                      | 延 長           | 摘 要  |
|----------------------------|------|----------------------------|---------------|------|
| 東茨城郡友部町大字湯崎<br>1244番10地先から | 旧    | メートル<br>最大 14.5<br>最小 13.6 | メートル<br>184.5 |      |
|                            |      | 最大 19.8<br>最小 13.6         | 184.5         |      |
| 東茨城郡友部町大字湯崎<br>1243番76地先まで | 新    | 最大 19.8<br>最小 13.6         | 184.5         | 現道拡幅 |

~~~~~

茨城県告示第 260 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成5年3月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成5年3月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦境線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
土浦市大字佐野子字榛木山 1217番2地先から	旧	最大 19.0	475.0	
		最小 5.8		
土浦市大字佐野子字寅下免 1324番2地先まで	新	最大 19.0	475.0	バイパス
		最小 5.8	460.0	
		最大 23.0		
		最小 8.2		

茨城県告示第 261 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成5年3月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成5年3月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
国 道 355 号	西茨城郡友部町大字平町 103番1地先から	旧	最大 14.2	47.6	迂回路撤去
			最小 6.5		
国 道 355 号	西茨城郡友部町大字平町 122番5地先まで	新	最大 7.3	47.6	
			最小 6.5		
国 道 355 号	西茨城郡友部町大字平町 1455番地先から	旧	最大 7.8	47.6	迂回路撤去
			最小 7.6		
			最大 7.8	54.0	
			最小 6.2		

	西茨城郡友部町大字平町 86番1地先まで	新	最大 7.8 最小 7.6	47.6	
国 道 355 号	西茨城郡友部町大字橋爪 576番地先から	旧	最大 13.0 最小 5.6	21.6	迂回路撤去
	西茨城郡友部町大字橋爪 575番地先まで	新	最大 6.0 最小 5.4	21.6	
国 道 355 号	西茨城郡友部町大字平町 1966番1地先から	旧	最大 23.4 最小 6.2	31.0	迂回路撤去
	西茨城郡友部町大字平町 2039番地先まで	新	最大 10.6 最小 6.2	31.0	
国 道 355 号	西茨城郡友部町大字平町 2043番地先から	旧	最大 10.8 最小 6.9	33.0	迂回路撤去
	西茨城郡友部町大字平町 24番1地先まで	新	最大 7.4 最小 6.9	33.0	

茨城県告示第 262 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成5年3月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年3月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道土浦境線
- 2 供用開始の区間 土浦市大字佐野子字榛木山1217番2地先から
土浦市大字佐野子字寅下免1324番2地先
- 3 供用開始の期日 平成5年3月8日

茨城県告示第 263 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成5年3月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年3月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 塙大津港線
- 2 供用開始の区間 北茨城市大津町北町字天神下3344番1地先から
北茨城市大津町字二日羅内2697番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成5年3月8日

茨城県告示第 264 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成5年3月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年3月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道水戸鉾田佐原線
- 2 供用開始の区間 鹿島郡鉾田町大字串挽字池田1054番13地先から
鹿島郡鉾田町大字串挽字辻地1211番3地先まで
- 3 供用開始の期日 平成5年3月8日

茨城県告示第 265 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成5年3月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年3月8日

竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道茨城鹿島線
- 2 供用開始の区間 鹿島郡大洋村大字梶山字藤平1345番1地先から
鹿島郡大洋村大字梶山字松下476番3地先まで
- 3 供用開始の期日 平成5年3月8日

茨城県告示第 266 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第63条第 1 項の規定により事業計画の変更を認可したので同法第63条第 2 項で準用する同法第62条第 1 項の規定により次のように告示する。

平成 5 年 3 月 8 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 土浦市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和56年茨城県告示第 188 号土浦・阿見都市計画道路事業 3・4・18号大和上高津線
- 3 事業施行期間 昭和54年 3 月 1 日から平成 8 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし

~~~~~  
**茨城県告示第 267 号**

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第63条第 1 項の規定により事業計画の変更を認可したので同法第63条第 2 項で準用する同法第62条第 1 項の規定により次のように告示する。

平成 5 年 3 月 8 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 土浦市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
昭和55年茨城県告示第 359 号土浦・阿見都市計画道路事業 3・3・11号荒川沖木田余線
- 3 事業施行期間 昭和55年 3 月 10 日から平成 9 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
昭和55年 3 月 10 日茨城県告示第359号，昭和56年 1 月 29 日茨城県告示第125号及び昭和57年 3 月 1 日茨城県告示第280号の事業地のうち土浦市港町 1 丁目及び蓮河原新町地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分 なし

~~~~~  
茨城県告示第 268 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第63条第 1 項の規定により事業計画の変更を認可したので同法第63条第 2 項で準用する同法第62条第 1 項の規定により次のように告示する。

平成 5 年 3 月 8 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 谷和原村
- 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和63年茨城県告示第1346号 水海道都市計画道路事業3・4・9号大山茶畑線
- 3 事業施行期間 昭和63年10月11日から平成6年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし

~~~~~

#### 茨城県告示第269号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成5年3月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 石岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
昭和62年茨城県告示第478号 石岡計画道路事業3・4・16号六軒新田山線
- 3 事業施行期間 昭和62年3月12日から平成7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし

~~~~~

茨城県告示第270号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成5年3月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 日立市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和63年茨城県告示第1234号 日立都市計画道路事業3・4・51号久慈浜停車場線
 - 3 事業施行期間 昭和63年9月5日から平成8年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- ~~~~~

茨城県告示第 271 号

平成 4 年 9 月 16 日付け水土改指令第 20 号をもって認可した川島地区の換地計画については、七会村から換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 4 において準用する同法第 54 条第 4 項の規定により公示する。

平成 5 年 3 月 8 日

茨城県水戸土地改良事務所長 稲 葉 忠

茨城県告示第 272 号

平成 4 年 9 月 24 日付け水土改指令第 22 号をもって認可した大網真端地区の更正換地計画については、七会村から換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 4 において準用する同法第 54 条第 4 項の規定により公示する。

平成 5 年 3 月 8 日

茨城県水戸土地改良事務所長 稲 葉 忠

公 告

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

平成 5 年 3 月 8 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
東茨城郡茨城町大字若宮字向ヒ 3 9 3 番 1
- 2 事業主の住所及び氏名
水戸市備前町 4 番 1 1 号
医療法人 明保会
理事長 江幡 秀光

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
潮来町大字延方字新宮下乙 1 2 2 2 番, 乙 1 2 2 3 番
- 2 事業主の住所及び氏名
潮来町大字延方乙 1 2 0 7 番
黒須 正一

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成5年3月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北茨城市華川町下相田字トカミ472番1, 同番3, 478番, 479番, 480番3, 484番, 586番2

2 事業主の住所及び氏名

北茨城市関南町神岡下219番6

金澤 健夫

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
（休日の場合は線下発行）（金 2,300円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)